

## 認知症対応型共同生活介護事業者の令和8年度内定申請受付に係るQ & A及び補足事項

※各用語の定義は次のとおりです。

- ・「要綱」とは、「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱」を意味します。
- ・「内定要項」とは、「認知症対応型共同生活介護事業者の令和8年度内定申請受付要項」を意味します。

No	区分	質問	回答
1	総論	この公募を経ずに、認知症対応型共同生活介護事業の開設を行ってもよいのか。	本サービスは介護保険法上の「総量規制」の対象となるサービスであり、「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定める計画値を超えた場合には指定を行わないものであることから、公募手続きを経ずに開設することは認められません。
2	総論	既存施設を増築（定員増）する場合には、この公募の対象となるか？ または、公募せずに定員増してもよいのか？	本公募は新設施設に限定するものではありませんので、内定要項に定める各種条件を満たす場合には、既存施設を増築（定員増）についても本公募の対象となります。 なお、上記のとおり、本サービスは計画値を超えた場合に指定を行わないものであることから、公募手続きを経ずに定員を増やすことは認められません。
3	総論	内定予定ユニット数を超えた申請があった場合にはどのように選定するのか？	内定予定ユニット数は上限となりますので、原則としてその範囲内で、要綱に基づく得点表に従い、最終得点の高い順に内定事業者を選定します。なお、内定予定ユニット数を超過した内定は原則として行いません。 【具体例】 8ユニットの募集に対し、下記のとおり5事業所から計11ユニット分の応募があった場合、A・B・C事業所は内定となりますが、D・E事業所は内定予定ユニット数を超過するため、内定は行いません。（E事業所を繰り上げて内定するものではありません） 1位：A事業所（2ユニット） 2位：B事業所（2ユニット） 3位：C事業所（2ユニット） 4位：D事業所（3ユニット） 5位：E事業所（2ユニット）
4	総論	同じ法人が、複数の事業所について内定申請をすることはできるか。	可能です。
5	総論	指定申請等に係る審査手数料は、本公募申請においても発生するのか？	本公募の申請に伴う審査手数料は発生しません。ただし、本公募の結果、内定事業者となった場合には、別途指定申請手続きを要しますので、当該手続きにおいては審査手数料が発生します。
6	総論	整備地域について、区（圏域）の指定はあるか。	内定要項等における記載事項と整合が取れていれば、特定の区・地域に限定して公募するものではありません。 なお、内定事業者の選定にあたっては、要綱に基づく得点表のとおり、地域ケア圏域（日常生活圏域）において認知症対応型共同生活介護が未整備あるいは1か所のみ整備の地域について加点を行うこととしています。当該地域の詳細については、資料「【参考】地域ケア圏域（日常生活圏域）における認知症対応型共同生活介護の未整備地域について」でお示ししていますので、御確認ください。

7	総論	施設の建築・運営開始に際して、近隣住民への説明等に関する行政のルールはあるか？	近隣説明に関しては、介護保険法などをはじめとした介護サービスの指定手続き上は特に定めがありませんが、内定要項の「14 留意事項」に記載しているとおり、地域に根差した事業所として適切に運営することができるよう、地域への説明や調整等を行うほか、近隣への日照・騒音等の環境面にも十分に配慮するなど、地域と良好な関係を構築できるよう、申請事業者の責任において誠意を持って対応してください。 なお、その他関係法令との適合については、申請事業者の責任において、各法令の所管官庁等に確認してください。
8	提出書類	内定申請書類のうち「土地・建物の賃貸借契約書（仮契約書）等の写し」について、合意書でも問題ないか？	契約書及び仮契約書がない場合に限り、当該書類に準ずる書類（合意書等）でも可としますが、本市が内定申請書類を審査する中で記載内容を確認した結果、不足等があれば、別途、補足資料の提出を指示する場合がありますので、御留意ください。
9	提出書類	内定申請書（第4号様式）にある「法人の所轄庁」については、どのように記載すればよいか。	法人の所轄庁がある場合に記載いただく項目ですが、特にない場合には空欄で構いません。（株式会社、合同会社の場合には記載不要となります。）
10	選定基準全般	認知症対応型共同生活介護事業の公募に係る得点表【別紙1】について、総合点数が高ければ優位ということか？	お見込みのとおり、要綱に基づく当該得点表における合計点の高い事業者から順に選定します。
11	選定基準全般	認知症対応型共同生活介護事業の公募に係る得点表【別紙1】のうち、得点できない（0点である）項目がある場合に、本公募の対象外となってしまうことはあるか。 （公募対象となるための「必須の加点項目」はあるか）	そのような項目はありません。 あくまでも全体の合計得点数で判断します。
12	選定基準全般	合計得点が同一の場合にはどのように判断するか。（優先度の高い選定基準はあるか）	要綱に定める「認知症対応型共同生活介護事業者選定基準」の末尾「※3」に記載のとおり、項目番号順に比べて、差がついた時点で高い点数を取得している事業所を選定します。
13	選定基準全般	既に認知症対応型共同生活介護の指定を受けている施設を増床する場合、各選定基準の判断においては、既存施設分も含めて評価してよいか。	お見込みのとおり、既に認知症対応型共同生活介護の指定を受けている施設分及び増床分の事業所全体として判断してください。 （増床分のみで評価するものではありません）
14	選定基準1	選定基準1「併設サービス」について、最低継続期間はあるか（途中での事業廃止は認められるか）	誓約書に記載があるとおり、内定申請時に選定基準（得点表）で加点した場合、運営開始後も継続して遵守する必要があります。（併設サービスも継続的に運営する必要があります）
15	選定基準1	選定基準1「併設サービス」について、既に運営している対象サービス事業所を併設する場合、得点できるか。	本項目は「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定める計画値を踏まえ、対象サービスの整備促進を図る観点から、あくまでも「新規開設」することを評価し加点するものですので、次のような場合には得点できません。 ●既に事業所を開設している場合 ●既に開設している事業所を移転して併設する場合 ●既に運営している事業所を廃止した上で、改めて新規指定を受けるなど、実質的に継続して運営していると認められる場合（法人合併等に伴い新規・廃止となるものの、合併前の法人が運営していた事業所を合併後の法人が実質的に継続して運営していると認められる場合も含む） ●サテライト型事業所の定員を変更して本体事業所となる場合 （指定手続き上、既存のサテライト型事業所を廃止した上での新規指定となりますが、このような場合にも得点できません。）

16	選定基準 1	選定基準1「併設サービス」について、併設サービスを別法人（親会社含む）が運営する場合に得点できるか。 またその場合、挙証資料として別途提出が必要な資料はあるか。	選定基準の末尾（欄外）にある「※1」に記載のとおり、設置主体が「同一法人」又は「同一法人と同様に考えられる程度の密接な関係」である必要があります。 ここで言う「同一法人と同様に考えられる程度の密接な関係」とは、「併設施設における事業廃止等の重要事項に係る決定について、本体施設法人が単独で行うことができること」や「本体施設法人と併設施設法人が同一法人だった場合に起こりえない不利益（入居者の処遇に支障を及ぼす等）を入居者に対して与えることがないと保障できること」などが必要と考えますが、当該要件を満たすかどうかを判断するための挙証資料については、その状況に応じて個別に判断します。
17	選定基準 2-1	選定基準2-1「認知症対応型共同生活介護等の運営実績」について、指定権者は川崎市に限定されるか？	指定権者を限定しているものではありませんので、他自治体による指定を受けたものも対象となります。 ただし、本市の指定を受けている場合には、その指定通知書等の写しを優先して提出してください。